

事業系一般廃棄物の搬入に関する受入基準

事業系一般廃棄物の搬入に関する受入基準は、条例施行規則に定めることとなっています。

(受入基準)

第9条の8 条例第22条の5の規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内で発生した一般廃棄物であること。
- (2) 条例第26条の指示を受けた場合にあっては、その措置がなされたものであること。

(前処理等の指示)

条例第26条 市長は、事業系一般廃棄物のうち規則で定める一般廃棄物を排出する事業者に対し、焼却、破碎、圧縮等の前処理の実施、搬入の方法及び場所の指定その他必要な措置を講ずるよう指示することができる。

- (3) 一般廃棄物処理計画（一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画）による分別の区分及び排出方法等に従うものであること。（裏面参照）
- (4) 市長が指定する処理施設等への搬入に支障をきたさないものであること。

●一般廃棄物処理実施計画 事業系一般廃棄物の分別区分及び排出方法

分別区分		説明	回数	排出方法	収集方法	処理施設等
資源物	1	資源化可能な古紙	随時	搬入先や収集運搬業者の指定する方法による	排出事業者自らが運搬又は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項に規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(以下「専ら物」という)のみを収集運搬する業者若しくは一般廃棄物収集運搬許可業者が排出事業者の委託を受けて収集運搬	古紙再生業者又は一般廃棄物処理業者
	2	布類	随時			古布再生業者又は一般廃棄物処理業者
	3	植木剪定材	随時			植木剪定材は長さ1.5m以下、直径60cmを超える幹類は60cm以下に切って排出。産業廃棄物(建設業に係るもの)は除くこと
ごみ	1	燃やすごみ	随時	生ごみはできる限り水分、油分を除去して排出 排出禁止物及び産業廃棄物は除くこと 焼却や搬入に支障がない大きさ・重さとする	排出事業者自らが運搬又は一般廃棄物収集運搬許可業者が排出事業者の委託を受けて収集運搬	名越クリーンセンター(大町5-11-16)/今泉クリーンセンター(今泉4-1-1)

※ 資源化に適さない可能性のあるものとは、金属・プラスチック・ガラス・布・粘着物等がついた紙、感光紙、ビニールコート紙、ワックス加工品、油紙、防水加工紙、捺染紙(アイロンプリント用熱転写紙)、ターポリン紙、硫酸紙、感熱発泡紙、感熱紙、カーボン紙、合成紙等